の日本をいれた村里校でしては全世紀では、一日をかられている。日本をいるできれている。一日本神して、お金むなける。村里をはない、村里を

5/25 約束
6/4 警告書
6/25 差押
6/25 催告書
6√28 催告書
€発送

財産調査

狩に課せられている守秘義務の内資は、どのようなものか。

計学は、正当な理由がなく、取引先を通じて知り得た取引先り秘密を他人に漏らしてはならない義務を負っており、これがに「銀行の守秘義務」という。

うの守秘義務は、信用を基調とする銀行の業務遂行のための を件であり、かつ、取引先の当然の要求でもある。また、こ 8義務は、単に道義的な義務であるだけではなく、法律上の でもあると解されている。 ・秘義務の法的根拠については、法律に明文の規定がないため、次々の考え方がある。

明の開始にあたって、銀行と取引先との間で黙示または明示にの合意がされていると考えるものである。

務は、銀行取引に伴う信義則上の義務であるとするものである。

ישנ

修は、銀行業界における従来からの商慣習であると解するもので

いずれの説をとっても、銀行が守秘義務に違反したときに損害賠うことには異論がない。

り対象となるべき事項は、取引先の業況、資金繰りの状況、預金 金の残高、その他の営業上の秘密事項であるが、一般に公表され

ている資本金、取締役の住所・氏名、営業種目などは含まれない。

なお、たとえ取引開始に至らなかった者に対しても、折衝の段階で知り得 た事項につき守秘義務を負い、また、取引きが終了しても守秘義務は消滅し ないものと考えら<u>れてい</u>る。

子が義務が免除される場合

銀行は、正当な理由がある場合、守秘義務が免除される。正当な理由がある場合としては、次のものが挙げられている。

- (1) 取引先の承諾がある場合
- (2) 法令の規定に基づく場合 次のものが該当する。
- ・国会の国政調査権に基づく調査
- ・裁判官の令状に基づいて行う捜査機関の押収・捜査
- ・銀行の監督官庁による調査(金融庁
- の税務官庁による税務調査
- (3) 銀行の業務上の必要による場合(銀行間の信用照会など) 信用照会の内容には、取引先の営業上の秘密に属する事項も含まれる。 したがって、信用照会は、守秘義務を負う銀行同士の間でしか認められ

ないものである。

正当な理由がなく銀行が守秘義務に違反し、取引先に損害を与えた場合、 債務不履行又は不法行為として、銀行は損害賠償義務を負う。 なお、「貸出稟議書」については、単なる銀行内部のメモであること、秘密性を伴うものであることから、慣行的に資料の提出などを行っていない(昭和30.7.21全銀協通達「銀行の預金などに関する税務調査について」)とする立場もあるが、「貸出稟議書」を作成した者については、担当者としてする立場もあるが、「貸出票議書」を作成した者については、担当者としてまる立場も者といては、担当者としてまる立場もあるが、「貸出票務に関与しており、国税徴収法第141条第3号に該当することが明らかであるから、同条に基づいて調査することができる。

雅瓦十株 宣徐

二次統就義務を負う。

、は、この限りでない。 雅 日 神 三 梁

第四十二条から第四十六条まで 削除

い社団等人格のな

二次統託に係る第

概述

整押手続)及び第百四十二条第二頃第二号(関 索の権限及び方法) において「親族その他の特 殊関係者」という。) であるときは、これらの処 **分により受けた利益の限度)において、その滞** 統に係る国税の第二次総税義務を負う。

第四十一条 人格のない社団等が国税を滞納した場

合において、これに属する財産(第三者が名義人

となつているため、その者に法律上帰属するとみ

なおその徴収すべき顔に不足すると認められると きは、その第三者は、その法律上帰属するとみら れる財産を限度として、その滞納に係る国税の第

帯納者である人格のない社団等の財産の払戻又 は分配をした場合(第三十四条(清算人等の第二 次統税義務)の規定の適用がある場合を除く。)に おいて、当該社団等(前項に規定する第三者を含 む。)につき精納処分を執行してもなお徴収すべき 額に不足すると認められるときは、当該払戻又は **分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度** として、その滞納に係る国税の第二次納税養務を 負う。 ただし、 その払戻又は分配が滞納に係る国 税の法定納期限より一年以上前にされている場合 62

及び無益を押

際止な差押の

差押の要

的となっ種利の目 産の費用

取特権に限る。この項を除き、以下同じ。)、留置

いように努めなければならない

の差押った場合

第五十一条 徴収職員は、被相続人の国税につきそ の執行に支障がない限り、まず相続財産を楚し押の相続人の財産を差し押える場合には、帯納処分 えるように努めなければならない。

小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十 一号)第九条の七の二第一項(火災共済事業)の 規定による共済その他法律の規定による共済でこ れに類するものの目的となっているときは、その 差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受け る権利に及ぶ。ただし、財産を差し押さえた旨を 保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差 押えをもつてこれらの者に対抗することができな

て、同法第十五条中「その決定」とあるのは「そ

の差押え」と、「申立てに難づく」とあるのは「も

記があるめの仮登 五条(強制競売等の場合の担保仮登記) (同法第1) 十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契 対を記述 約への準用)において準用する場合を含む。)の規 えの効力 定は、担保のための仮登記がある財産が差し押さ えられた場合について雑用する。この場合におい

果実に対

の効力

いては、この限りでない 差押の効力は、差押財産から生ずる法定果実に 及ばない。ただし、債権を差し押えた場合におけ る差押後の利息については、この限りでない。 第五十二条の二 仮登記担保契約に関する法律第十

「差押財産」という。)から生ずる天然果実に及ぶ。 ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は 収益をすることができる場合には、その対塞から 生ずる天然果実(その財産の換価による権利の移 転の時までに収取されない天然果実を除く。)につ

なければならないものとし、その請求を相当と認 ればならない。この場合においては、前条第五項めないときは、その旨を当骸相続人に通知しなけ の規定を準用する。 第五十二条 差押の効力は、差し押えた財産(以下

いといいときるの の 祝務署長は、前項の請求があった場合において その請求を相当と認めるときは、その差甲換をし

対し、他に換価が容易な相続財産で第三者の権利 の目的となっていないものを有しており、かっ その財産により当該国税の全額を徴収することが できることを理由として、その差押換を請求する

ØF 110 る被相続人の国祝につき相続人の固有財産が差し 押えられた場合には、その相続人は、祝務署長に

第五章 幣納処分

第一節、財産の差押

第一款 通 則

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収

職員は、常納者の国税につきその財産を差し押え なければならない

滞納者が督促を受け、その督促に係る国税を その督促状を発した日から起算して十日を経過

した日までに完納しないとき。

整発者が国税通門法第三十七条第一項各号

(督促) に掲げる国税をその納期限 (繰上請求が された国祝については、当該請求に係る期限)

までに完納しないとき。

国税の納期限後前頃第一号に規定する十日を経 過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税 通則法第三十八条第一項各号 (繰上請求)の一に 該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ち

にその財産を差し押えることができる。 第二次納税義務者又は保証人について第一項の 規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあ

るのは、「統付権告権」とする。

の財産は、差し押えることができない。 第四十八条 国税を徴収するために必要な財産以外

差し押えることができる財産の価額がその差押 に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他 の国税、地方祝その他の債権の金額の合計額をこ える見込がないときは、その財産は、差し押える ことができない。

第四十九条 徴収職員は、滞納者 (鹽渡担保権者を 合む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条(差 押禁止財産)を除き、以下同じ。)の財産を差し押 えるに当つては、滞納処分の執行に支障がない限 その財産につき第三者が有する権利を害さな

第五十条 質權、抵当權、先取特權(第十九条第一 項各号(不動産保存の先取特権等)又は第二十条第 項各号 (不動産質質の先取特権等) に掲げる先

MLL る売却をする場合には、その売却の日)までに、

憧、賞惜権その他第三者の権利(これらの先取特 権以外の先取特権を徐く。以下同じ。)の目的とな つている財産が差し押えられた場合には、その第 三者は、兇務署長に対し、常務者が他に喚而の容

年1六日

易な財産で他の第三者の権利の目的となっていな いものを有し、かつ、その財産によりその滞納者は、月の、 の国税の全額を徴収することができることを理由 その財産の公売公告の日(随意契約によ

その差押換を謄求することができる。 祝務署長は、前項の請求があった場合において

その請求を相当と認めるときは、その差押娘をし

なければならないものとし、その請求を相当と認 めないときは、その旨をその第三者に通知しなけ

たななのなる。

前項の通知があった場合において、その通知を 受けた第三者が、その通知を受けた日から起算し

て七日を経過した日までに、第一項の規定により 差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべ

きことを申し立てたときは、その財産が換価の著 しく困難なものであり、又は他の第三者の権利の 目的となっているものであるときを除き、これを 差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、 III 項に規定する第三者の権利の目的となっている財 産を換価することができない。

があった日から二月以内にその申立に係る財産を 差し押え、かつ、換価に付きないときは、第一項 に規定する第三者の権利の目的となっている財産 の差押を解除しなければならない。ただし、国税 に関する法律の規定で換価をすることができない

こととするものの適用があるときは、この限りで 4530 5 第二項又は前項の差押は、国祝に関する法律の いこととするものにかかわらず、することができ規定で新たに帯納処分の執行をすることができな

る記録にいるという。 押えの效対する意

のである」と読み替えるものとする。

第五十三条 差押財産が損害保険に付され、又は中

松里悪御

多川田舎

製工

包括指数 連組を対する

期等力発生時被及び効を行う効果を

作 川川

時期
効力発生
手続及び

941119

刀斧生持

第三年の今二七の

a 製収機員が差押ご系

る前寅の

東飯金又は

は所食金 の支払を受けた場合において、その財産がその保 **険又は共斉に系る事攻が生じた侍に先取特権、質** 権又は抵当権の目的となっていたときは、その先 取特權者、 質權者又以抵当権者は、 民法第三百四 条第一項ただし書 (先取特権の物上代位) その他 これらの権利の行使のためその保険金又は共済金 の支払を受ける権利をその支払前に差し押えるこ とを必要とする規定の適用については、その支払 前にその差押をしたものとみなす

第五十四条 徴収職員は、帯納者の財産を差し押さ えたときは、差押調書を作成し、その財産が次に 掲げる財産であるときは、その謄本を帯納者に交 付しなければならない。

軌座又は有価証券

- 三 廣権(電話加入権、質情権、第七十三条の二 (振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財 産その他取り立てることができない債権を除 v。以下この準において同じ。)
- 三、第七十三条(電話加入権等の差押え)又は第 七十三条の二 (振替社債等の差押え) の規定の 適用を受ける財産
- 第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押さえた ときは、稅務署長は、当該各号に掲げる者のうち 知れている者に対し、その旨その他必要な事項を 通知しなければならない。
 - 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権そ の他の第三者の権利(担保のための仮登記に係 る権利を除く。)の目的となっている財産 これ らの権利を有する者

二仮登記がある財産 仮登記の権利者

- 仮き押え又は仮処分がされている財産 仮差 押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行
- がその財産を占有して行う。

において、滞納者から差押に係る国税を徴収した ものとななる。

第五十七条 有価証券を差し押えたときは、徴収職 員は、その有価証券に係る金銭債権の取立をする MASCADA

信证证券

筆の取立

第三者が

会!|国金

作 二八

取立た債権の差し押え

力発生時

作川○€

- 2 徴収職員が前項の規定により金銭を取り立てた ときは、その限度において、帯納者から差押に係 る国的を徴収したものとみなす。
- 第五十八条 帯納者の動産又は有価証券でその親族 その他の特殊関係者以外の第三者が占有している ものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押 えることができない。
- 前項の動産又は有価証券がある場合において、 同項の第三者がその引渡を拒むときは、滞納者が 他に換価が容易であり、かつ、その帯熱に係る国 税の全額を徴収することができる財産を有しない と認められるときに限り、税務署長は、同項の第 三者に対し、期限を指定して、当該動産又は有価 証券を徴収職員に引き渡すべきことを書面により 命ずることができる。この場合において、その命 令をした脱務署長は、その旨を帯納者に通知しなる。 ひればならない。
- 前項の命令に係る動産若しくは有価証券が徴収 職員に引き渡されたとき、又は同項の命令を受け た第三者が指定された期限までに徴収職員にその 引渡をしないときは、徴収職員は、第一項の規定 にかかわらず、その動産又は有価証券を差し押え ることができる。
- 命ぜられた第三者が、滞納者との契約による質情第五十九条 前条第二項の規定により動産の引渡を 権、使用貸借権その他動産の使用又は収益をする 権利に基さその命令に係る動産を占有している場 合において、その引渡をすることにより占有の目 的を達することができなくなるときは、その第三 者は、その占有の基礎となっている契約を解除す ることができる。この場合において、その第三者 は、当該契約の解除により幣納者に対して収得す る損害賠償請求権については、その動産の売却代 金の残余のうちから記当を受けることができる。
- 徴収徴員は、前条第二項の規定により動産の引 度を命ぜられた第三者の請求がある場合には、そ

の第三者が前項前段の規定により契約を解除した ときを除き、その動産の占有の基礎となっている 契約の期間内(その期限がその動産を差し押えた 日から三月を経過した日より遅いときは、その日 まで)は、その第三者にその使用又は収益をさせ なかんななのない。

前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられ た第三者が賃貸借契約に基きこれを占有している 場合において、第一項前段の規定によりその契約 を解除し、かつ、前条第二項の命令があった時前 にその後の期間分の借賃を支払つているときは、 その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却 代金のうちから、その借賃に相当する金額で同条 第三項の規定による差押の日後の期間に係るもの (その金額が三月分に相当する金額をこえるとき は、当該金額)の配当を離水することができる。 この場合において、その請求があつた金額は、第 八条(国税優先の原則)の規定にかかわらず、そ の帯的処分に係る帯的処分費に次ぎ、かつ、その 助産上の留置権により担保されていた関権に欠ぐ ものとして、配当することができる。

前三項の規定は、前条第一項に規定する動産の 引渡を拒まなかった同頃に規定する第三者につい て準用する。

第六十条 徴収職員は、必要があると認めるときは、 差し押えた動産又は有価証券を幣納者又はその財 産を占有する第三者に保管させることができる。 ただし、その第三者に保管させる場合には、その 運像が困難であるときを除き、その者の同意を受 ひなひだばなのなる。

2 前寅の規定により帶納者又は第三者に保管させ たときは、第五十六条第二項(動産等の差押の効 り発生寺期)の規定とかかわらず、対印、公示警 その他差押を明白にする方法により差し押えた冒 を表示した特に、差押の効力が生ずる。

第六十一条 徴収職員は、前条第一項の規定により 幣納者に差し押えた動産を保管させる場合におい て、国税の徴収上支障がないと認めるときは、そ の使用又は収益を許可することができる。

2 前項の規定は、差し押えた動庫につき使用又は 収益をする権利を有する第三者にその動産を保管

会に国金

第二款 動産又は有価証券の差押 第五十六条 動産又は有価証券の差押は、徴収職員

有した時に生ずる。

前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占

3 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度

させる場合について準用する。

第三款 賃徭の差押 第六十二条 橫續(電子記錄懷權法第二条第一項(定 子記録債権」という。)を除く。以下この条におい義)に規定する電子記錄債権(次条において「電祭」に対する電子記錄價権(次条において「電子」 て同じ。)の差押えは、第三債務者に対する債権差 押通知書の送達により行う

徴収職員は、廣権を差し押えるときは、債務者 に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その 街の釣分を禁じなければなっない。

第一項の差押の効力は、債権差押道知書が第三 債務者に送達された時に生ずる。

税務署長は、債権でその移転につき登録を要す るものを差し押えたときは、差押の登録を関係機 関に嘱託しなければならない。

第六十二条の二 電子記録懺権の差押えは、第三債 務者及び当該鷹子記録債権の電子記録をしている 電子懷権記錄機関(電子記錄懷権法第二条第二項 (定義)に規定する電子債権記錄機関をいう。以下 この条において同じ。)に対する債権差押通知費の

送達により行う。 徴収職員は、體子記録債権を差し押さえるとき は、第三債務者に対しその限行を、電子債権記録 機関に対し電子記録債権に係る電子記録を、滞納 者に対し電子記録債権の取立てその他の処分又は

電子記録の請求を禁じなければならない。 第一項の差押えの効力は、傲権差押通知書が電 子債権記録機関に送達された時に生ずる。ただし、 第三債務者に対する同項の差押えの效力は、債権 差押通知書が第三債務者に送達された時に生ず

第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、 その全額を差し押えなければならない。ただし、 その全額を差し押える必要がないと認めるとき は、その一部を差し押えることができる。

第六十四条 抵当権又は登記することができる質権 若しくは先取特権によって担保される債権を差し **押えたときは、 税務署長は、 その債権の差押の容** において、その嘱託をした祝務署長は、その扱当記を関係機関に嘱託することができる。この場合 権若しくは質権が設定されている財産又は先取特 権がある財産の権利者 (第三債務者を除く。) に差 し押えた旨を通知しなければならない。

第六十五条 徴収職員は、債権の差押のため必要が あるときは、その債権に関する証書を取り上げる ことができる。この場合においては、第五十六条 第一項 (動産等の差押手続) 及び第五十八条 (第 三者が占有する動産等の差押手続)の規定を準用 to 100

継続収入の債権の差押の効力は、徴収すべき国祝第六十六条 給料若しくは年金又はこれらに類する の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及

第六十七条 徴収職員は、差し押えた債権の取立を することができる。

徴収職員は、前項の規定により取り立てたもの が金銭以外のものであるときは、これを差し押え 2 340194 St 7 495

3、徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立て たときは、その限度において、滞納者から差押に 系る国党を戦权したものとみなす

(納付委託)の規定は、第一項の取立をする場合に国祝通則法第五十五条第一項から第三項まで おいて、第三債務者が徴収職員に対し、その債権 の弁済の姿託をしようとするときに準用する。た だし、その証券の取り立てるべき期限が差し押え た関権の弁済期後となるときは、第三債務者は、 帯納着の承認を受けなければならない

第四款 不動産等の差押 続及び効差押の手不動産の

第六十八条 不動産 (地上権その他不動産を目的と する物権(所有権を除く。)、工場財団、鉱業権を の他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定 の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び 園門时団を含む。以下同じ。)の難押は、雑物者に 対する楚押書の送達により行う。

前項の差押の効力は、その差押審が滞納者に送 達された時に生ずる。

税務署長は、不動産を差し押えたときは、 の贅記を関係機関に曬託しなければならない。

前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場 合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の 登記がされた時に差押の効力が生ずる。

俗哲文法

航空機の

第三百000

11 1

學影響其

押え船舶の差叉は小型

對一年水

佐 田长

差し年"

更用区益

にかかわらず、差押の登録がされた時に生ずる。5 鉱業権の差押の効力は、第二項及び前項の規定

き、通常の用法に従い、使用又は収益をすること第六十九条 帯納者は、差し押えられた不動産につ 著しく減耗する行為がされると認められるときにができる。 ただし、祝務署長は、不動産の価値が

2 前項の規定は、差し押えられた不動産につき使限り、その使用又は収益を削限することができる。 用又は収益をする権利を有する第三者について準 曲がる。

第七十条 窓記される船舶 (以下「船舶」という。) 又は航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号)

の関定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼 航空機 (以下「航空機」という。) の差押について は、第六十八条第一頃から第四頃まで(不動産の き甲の手続及び効力発生時期)の規定を準用する。 2 脱務署長は、帯納処分のため必要があるときは、

船舶又は航空機を一時停泊させることができる。 ただし、発航の準備が終った船舶又は航空機につ いては、この限りでない

徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、 、船舶又は航空機の監守及び保存のため必要な処分 をすることができる。

4 前項の処分が差押書の送達前にされた場合に は、第一項において準用する第六十八条第二項の 規定にかかわらず、その処分をした時に差押の効 力が生ずる。

し押えた場合又は第二項の規定により船舶若しく は航空機を停泊させた場合において、営業上の必 要その他相当の理由があるときは、滞納者並びに これらにつき交付要求をした者及び抵当権その他 の権利を有する者の申立により、航行を許可する ことができる。

第七十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第 百八十五号)の規定により登録を受けた自動車(以 下「自動車」という。)、建設機械抵当法(昭和二 十九年法律第九十七号)の規定により登記を受け た建設機械(以下「建設機械」という。)又は小型 船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百 二号)の規定により登録を受けた小型船舶 (以下

範囲 る傲権の 達し押え

操作の差の対けられるなりになり担保を担ける。

国民數区法 総大十二条~総九十一条

えの登記がその送達前にされた場合には、その 認めないときは、その旨をその請求をした者に通 交过要求 第八十二条 滞納者の財産につき強制操信手続が行 登記がされた序) 国民戰以法 第八十一条~第八十七条

た場合において、第六十五条(債権証審の取上げ) より準用する場合を含む。)の規定により取り上げ

関発薬区表

る金額

第七十七条~第八十条

十四号)第十二条(生活扶助)に規定する生活

扶助の給付を行うこととした場合におけるその

扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎と

なった期間に応ずるものを勘案して政令で定め

合計額を控除した金額の百分の二十に相当する

金額(その金額が前号に掲げる金額の二倍に相

給料等に基き支払を受けた金銭は、前頂第四号

及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等

の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の

日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じ

賞与及びその性質を有する給与に係る債権につ

いては、その支払を受けるべき時における結科等

とみなして、第一項の規定を適用する。この場合

において、同項第四号文は第五号に掲げる金額に

係る限度の計算については、その支給の基礎とな

退職手当及びその性質を有する結与に係る債権

(以下「退職手当等」という。) については、次に

掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額

所得祝法第百九十九条(退職所得に係る源泉

敦収義務) 又は第二百十二条の規定によりその

退職手当等につき徴収される所得税に相当する

二、第一項第二号及び第三号中「給料等」とある

三第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する

毎一日、61日氏や1月内の日本の11十七円当する空間をというのは、そのこれる年数一年につきまっては、そのこれる年数一年につきは、思議手送客の民籍の支援となった期間が五年でる名

動産又は有価証券をの引送及び封印、

演権又は第三演務者等がある無体財産権

競務響長は、不動産その他癌甲の登記をした財

第二項第一号の動産又は有価証券の引渡は、帯

納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に掲げる場所において行わなければなら

ない。ただし、差押の時に滞納者以外の第三者が

·占有していたものについては、常納者に対し引渡

をすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三

前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定

に散当する場合のうち、更正の取消その他国の

實に帰すべき理由による場合 差押の時に存在

その他の場合 差押を解除した時に存在する

産の差押を解除したときは、その登記のまつ消を

緊係義医に属用しなかちばなのない

者に引き渡さなければならない。

期間を「月として算定したものの三倍に相当す

のを「退職手当等」として、これらの規定を適

つた期間が一月であるものとみなす。

は、差し押えることができない。

用して算定した金額

全領

る金額

#

脊腕蓋への運印

した場所

11

知 解除の通 への差押 質権指導

五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の

当する金額をこえるときは、当該金額)

、計算した金額を限度として、

車、建設機械若しくは小型船舶の差押えを解除し (第七十三条第五項 (権利証警の取上げ)の規定に た証書又は第七十一条第三項(差し押さえた自動 車等の占有)の規定により徴収職員が占有した自 動車、建設機械若しくは小型船舶があるときにつ

第二項第一号及び前項の規定は、債権又は自動

いて準用する。

の解除の交付要求 怎长 作 川中

第八十一条 祝務署長は、差押を解除した場合にお 第五十五条各号(質権者等に対する差押の

冒その他必要な事項を通知しなければならない。

第二節 交付要求

全額を徴収することができること。

ができる價榴者は、交付要求があつたときは、税 とを理由として、その交付要求を解除すべきこと、新審長に対し、次の各号のいずれにも該当するこ

第八十五条 強制換価手続により配当を受けること

を

驚

する

ことが

できる。

その交付要求により自己の債権の全部又は一

二、帯納者が他に換価の容易な財産で第三者の権 利の目的となっていないものを有しており、 つ、その財産によりその交付要求に係る国税の

その請求を相当と認めるときは、交付要求を解除 しなければならないものとし、その請求を相当と

会に当時

規定は、関骨要求をした場合について準用する。

第五十日米(資権者等に対する差押の運知)の

競務響長は、変付要求をしたときは、その旨を

に係る国就につき、交付要求書により交付要求を しなければならない。

(祖民等の請求権の届出) た掲げる請求権に係る国(平成十六年法律第七十五号) 第百十四条第一号

観の文付要求を行う場合には、その文付要求に係

(製化製灰の解除) 尽おいて同じ。) に対し、滞納

年金、老齢年金、普通恩給、休業于当金及びこれ らの性質を有する紹介(確定給付企業年金法) 年金、労働年金、衛門(衛足線付企業年金法) 年金、労働年金、普通恩総、休業于当金及びこれ

制度に基

の神世業

11 15

作川田田

羅 神禁止財 条件付差

你明长高

◆川长⊗

の制張交付要求

の解除交付要求

作川长⊕

111

百二十八年)

無種用十川中)

能付金の支給方法)の規定に基づいて支給される 成十三年法律第五十号)。第二十八条第一項(老齢

号)第二十五条第一頃(治難超年金に深る見ごうほ)等三十五条第一頃(治離緒付金の支給方法)を指拠出年金法(平成十三年法律第八十八給付金の支給方法)の表定に書いいて支給される

(同注第七十三条 (企業型年金に係る規定の地用)等三十五条第一項 (光響旅行金の発定の地用)

において準用する場合を含める夏哉これである「同注第七十二条(公美古を合め、の規定に基づいて(四注第七十二条(公美古を合め、)の規定に建づいて

支給される年金その他政令で定める退職年金を合において準用する場合なっためる退職年金を合っためる退職年金を合ってのる過<equation-block>なるとは、この対応をついて

化る一時金及び同法第四十二条(附退一時金の支年全年第二十八条第二月の対元は、前辺一時金の支

能方法)の視定に基づいて支給ご買(司去なる」時金及び同注集ロイニタ(助道一時金の

発において準用する場合を含む。)の規定に基づい 確定拠出年金法第三十五分第二分。の規定に基づい

て支給される一時金天の他政令で定める退職一路をにおいて進用する場合を合定の名政令で定める退職一時

金を含む。)に係る懺悔は遺職手当等とそれぞれみて支給される一時金天の他更有は遺職手当等とそれぞれみ

前項に網定する社会民険制度と関すらりがあるして、前条の規定を適用する。

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五世政令で定めるこからに参うて、

国民年金法(尼尼三十四年法律第日十一年)治國民年金法(尼尼二十四年法律第日四十一年) 御路法(大正十二年法権所のよう。) 国民年金法(同年三十四年法権所の十八号) 国民年金法(同年三十四年法律第日十八号) (他の法)

国家人務員大済組合法(昭和二十三年法律第12名いて準用する場合は(昭和二十三年法律第1

姐方众殇冒等尖滑超合法 (昭和三十七年法律日二十八号)

関を戦災することがつきり雇用ります。 数価に担ける財産を防べ、16年 清別者がその

P合には、 乾粉響長は、 執行機関(破産法

かつ、第三者の権利の目的となってする。

したときは、その選択により、

In NO

法律に基づく保険、土沿らに領する問覧とう。 前項に規定する社会内容総給に関する制度を制度を

於國保險法 (昭和十四年法華音音音) (四十四年法律第七十三年)

なして、前条の無定を適用する。

第八十三条 祝務署長は、滞納者が他に換価の容易

な財産で第三者の権利の目的となっていないもの を有しており、かつ、その財産によりその国税の

全額を徴収することができると認められるとき

は、変付要求をしないものとする。

第八十四条 税務署長は、納付、充当、更正の取消 その他の理由により交付要求に係る国税が消滅し たときは、その交付要求を解除しなければならな

2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係

る執行機関に通知することによって行う。

第五十五条(質権者等に対する差押の通知)及 び第八十二条第二項(交付要求の通知)の規定は、

交付要求を解除した場合について準用する。

部の弁済を受けることができないこと

税務署長は、前項の請求があつた場合において、

室印えの 解除の手

解除の要差押えの

者等のある無体財産権等の差押の解除は、その冒 を第三債務者等に通知することによって行う。 徴収職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解 徐したときは、当談各号に掲げる手続をしなけれ

第八十六条 祝務署長は、第四十七条(差押えの要 件)の規定により差押えをすることができる場合

において、帯統者の財産で次に掲げるものにつき 既に滞納処分による差押えがされているときは、

当該財産についての交付要求は、第八十二条第一

項(交付要求の手続)の交付要求書に代えて参加

差押書を帯納処分をした行政機関等に交付してす

不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及

祝務署長は、前項の交付要求(以下「参加差押」

という。)をしたときは、参加差押通知警により第

密権に通知しなければなるない。この 場合におい

て、参加差押をした財産が電話加入権であるとき

は、あわせて第三債務者にその旨を通知しなけれ

祝務署長は、第一項第二号に掲げる財産につき

参加差押をしたときは、参加差押の登記を関係機

第五十五条(質権者等に対する差押の通知)の

規定は、参加差押をした場合について準用する。

第八十七条 参加差押えをした場合において、その

参加差押えに係る財産につきされていた滞納処分

による差押えが解除されたときは、その参加差押

え(前条第一項第二号に掲げる財産について二以

上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先に

登記されたものとし、その他の財産について二以

上の参加建押えがあるときは、そのうち最も先に

区分に応じ、当該各号に掲げる時にさかのぼつてされたものとする。)は、次の各号に掲げる財産の

よる差押えをした行政機関等に交付された時

航空機、自動車、建設機械及び小型船舶参加

差押通知書が滞納者に送達された時(参加差押

二 不動産(次号に掲げる財産を除く。)、船舶

励産及び有価証券 参加差押書が滞納処分に

る売却の見込みがないと認められるとき。 第八十条 楚押の解除は、その旨を帯納者に通知す ることによって行う。ただし、債権及び第三債務

買受人がないと認められ、かつ、随意契約によその他の事情を考慮して、更に公売に付しても支料則定の刑状 月法 なるいって まになたに付してもまれまます。

き用財産の形状、用途、法令による利用の規制

礼等」という。)がなかつた場合において、その

又は続り売りに係る買受けの申込み(以下「入

し押さえたとき。

三、整押財産について、三回公売に付しても入礼

色しなかればなかない。

るいといいかなるの

び小型船舶

30 70 10 10 30

電話加入権

111

動産及び有価証券

関に闡託しなければならない。

壁甲えの効力を生ずる。

差押財産の価額がその差押えに係る帯納処分

第七十九条 徴収職員は、次の各号のいずれかに該 当するときは、差押えを解除しなければならない

納付、充当、更正の取消その他の理由により 差押えに係る国税の全額が消滅したとき。

第七款 差押の解除

賞及び整押えに係る国税に先立つ他の国税、地

方祝その他の債権の合計額を超える見込みがな

徴収能員は、次の各号のいずれかに該当すると

差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正

の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由

こより、その価額が差押えに係る国税及びこれ

に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計

顔を着しく超過すると認められるに至ったと

|| 擀納者が他に差し押さえることができる適当

な財産を提供した場合において、その財産を禁

きは、差押財産の全部又は一部について、その差

へなりなりから

押えを解除することができる。

職業又は事業(前二号に規定する事業を除 く。)の継続に必要な機械、器具その他の備品及 び原材料その他たな餌をすべき資産

農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、 簡料、 子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚 その他の水産物及び漁船

国统输政策 禁厄因十日來~難厄回十七來

調費を作成しなければならない

受解への協力

41110

の作成。 建薬闘権

秀 三印

捜索の立

你1110

出入禁止

の第三者及び立会人に交付しなければならない。 第百四十六条の二 徴収職員は、滞納処分に関する 調査について必要があるときは、官公署又は政府 関係機関に、当該調査に関し参考となるべき候簿 書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を

付しなければならない。 前二項の規定は、第五十四条(差押覇書)の規 定により差押闘審を作成する場合には、適用しな い。この場合においては、芝押調響の謄本を前項

徴収職員は、捜索調警を作成した場合には、そ の謄本を捜索を受けた帯納者又は第三者及びこれ らの者以外の立会人があるときはその立会人に交

四 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事 頃につき帯納者を代理する権限を育する者 第百四十六条 徴収職員は、捜索したときは、捜索

より捜索を受けた第三者 前二号に掲げる者の同居の親族

差押に係る財産を保管する第三者及び第百四 十二条第二項(第三者に対する捜索)の規定に

産の搬出をする場合において、これらの処分の教 行のため支障があると認められるときは、これら の処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場 所に出入することを禁止することができる。 施צ物

第百四十四条 徴収職員は、捜索をするときは、そ の捜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその司 居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当の い。この場合において、これらの者が不在であるわきまえのあるものを立ち会わせなければならな とき、又は立会に応じないときは、成年に達した 者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若 第百四十五条 徴収職員は、捜索、差押又は差押財しくは警察官を立ち会わせなければなるない。

索は、日投後まで継続することができる。 2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入するこ とができる場所については、帯納処分の執行のた めやむを得ない必要があると認めるに足りる相当 の理由があるときは、前項本文の規定にかかわら ず、日没後でも、公開した時間内は、捜索するこ ALS ENTINO

多的我因好

これを呈示しなければならない この歌の規定による質問、検査又は捜索の権限 は、犯罪捜査のために認められたものと解しては 4043°

求めることができる。 第百四十七条 徴収職員は、この款の規定により質 問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す 証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、

室について帯納処分を執行した後、当該受託者で ある法人としての権利義務を承継する分割が行わ れたときは、その財産につき精納処分を練行する ことができる。

新たな受託者が献任したときは、その財産につき 帯納処分を続行することができる。 **唐託の受託者である法人の信託財産に属する財**

信託の受託者の任務が終了した場合において 新たな受託者が就任するに至るまでの間に信託財

す。ただし、徴収職員がその死亡を知っていたと財産を有する相続人に対してされたものとみな きは、この限りでない

財産に対してした差押えは、当該国税につきその

人が合併により消滅したときは、その財産につき 滞納処分を総行することができる。 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の

第一款 浩納処分の効力 第百三十九条 滞納者の財産について滞納処分を執 行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法

第六節 維 則

て弁済を受けることができる。

び、精納者に対し、納入の告知をしなければなら 2030

第百三十八条 国税が完納された場合において、滞 納処分徴につき帯納者の財産を差し押えようとす るときは、祝務署長は、政令で定めるところによ

第百三十七条 溶納処分費については、その徴収の 基因となった国税に先だって配当し、又は充当す

他の管類の法達に要する實用を除く。)とする。

る財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、 換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定によ る処分、差し押えた有価証券、債権及び無体財産 **潅等の取立並びに配当に関する費用(通知書その**

に係る権利を行敗し、かつ、その債権者に優先し

第百四十条 滞納処分は、仮差押又は仮処分により

審の呈示

屬托 2 前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に 係る質権者、抵当権者又は先取特権者に対し換価 代金等から配当した金額がある場合において、こ れらの者がその金額を返還しないときは、祝務署 長は、その金額を限度として、これらの者に代位 することができる。この場合において、配当した 金額がその質権、抵当権又は先取特権により担保 される債権の一部であるときは、祝務署長は、そ

配のまつ消の嘱託) その他の法令の規定による 嘱託で換価に係るものによりまつ消された質 医当権その他の権利の登記の回復の登記の 备气

の移転の登記のまっ消の優託 三 第百二十五条 (換価に伴い消滅する権利の登

薬店二十一条 (権利移転の登記の嘱託) その 11 他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利

取消) の規定により、その取消をもつて買受人に 徴収職員が受領した換価代金等の買受人への 区殿

第百三十五条 祝務署長は、売却決定を取り消した ときは、次に掲げる手続をしなければならない ただし、第百十二条第一項(動産等の売却決定の 対抗することができないときは、この限りでない。

伴う措置の取消に死却決定

税務署長は、前項の規定により供託したときは、 その旨を同項の債権者に通知しなければならな

期が到来していないときは、その機権者に交付す べき金額は、供託しなければならない

ての登記又は登録請求権を保全するための処分禁 止の仮処分の執行)において準用する場合を含 む。) の規定による仮処分による仮登記を含む。) がされた関権、抵当権若しくは先取特権により担 保される債権である場合における換価代金等の交 付については、政令で定めるところによる。 第百三十四条 換価代金等を配当すべき債権の弁済

廣権が仮登記(民事保全法(平成元年法律第九十 一号) 第五十三条第二項 (不動産の登記請求権を 保全するための処分禁止の仮処分の執行)(同法第 五十四条(不動産に関する権利以外の権利につい

できない場合、換価代金等を配当すべき債権が停

止条件付である場合又は換価代金等を配当すべき

合の海線 処分の効

第の範囲帯系列分

等の順位強の配当

の告知

141

第五節 帶納処分賣 第百三十六条 滞納処分費は、国税の帯納処分によ

の代位した債権者の承諾を要しないで、その代位

お産品を 質問及び

限及び方理薬の権

(FIII 0

PAOW.

菲蒙和

当の理由がある著

つき捜索することができる。

歌川畑

E MURO

しならとき

その数行を妨げられない

認められる範囲内において、次に掲げる者に質問

成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁

気的方式その他の人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録であつて、電子

計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。)の作成又は保存がされている場合における当

該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百

八十八条第二号において同じ。)を検査することが

帯納者の財産を占有する第三者及びこれを占

有していると認めるに足りる相当の理由がある

三、帯納者に対し懺権若しくは懺務があり、又は

滞納者が株主又は出資者である法人

第百四十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要が

あるときは、帯納者の物又は住居その他の場所に

徴収職員は、落納処分のため必要がある場合に

は、次の各号の一に該当するときに限り、第三者

の物又は住居その他の場所につき捜索することが

帯納者の財産を所持する第三者がその引渡を

滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の

財産を所持すると認めるに足りる相当の理由が

ある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の捜索に際し必要があると

きは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫そ

の他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開く

ることができない。ただし、日没前に着手した捜

第百四十三条 捜索は、日没後から日出前まではす

ため必要な処分をすることができる。

帯納者から財産を取得したと認めるに足りる相

又はその者の財産に関する帳簿書類(その作

反奏申等 第二款 財産の調査

第百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者 の財産を調査する必要があるときは、その必要と

地方糕法。

(市町村民税に係る滞納処分)

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。